

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧
(平成 29 年度の接続料の新設及び改定等)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計3件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 29 年2月 28 日	一般社団法人 テレコムサービス協会	会長	是枝 伸彦
2	平成 29 年2月 28 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
3	平成 29 年2月 28 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	宮内 謙

意見書

平成29年2月28日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住所 とうきょうと ちゅうおうく にほんばし にんぎょうちょう

東京都中央区日本橋人形町 3-10-2

フローラビル 8 階

氏名 いっばんしゃだんほうじん

きょうかい

一般社団法人テレコムサービス協会

かいちょう これえだ のぶひこ

会長 是枝 伸彦

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年2月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(3)平成 29 年度の次世代ネットワークにかかわる接続料の新設および改定について

該当箇所	意見
Ⅱ 主な変更内容 1. 総論 (2)優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料の新設	<p>本機能が新たにアンバンドルされたことを歓迎します。特に、IP 電話を実現するだけでなく、映像やデータ転送も優先パケットの対象となることを高く評価します。</p> <p>ただし、本機能を利用する上で、IP 電話としての利用とデータ転送などのそれ以外の用途で利用する場合において、契約やその他の扱いに差が出ることがないように強く要望します。</p>

意見書

平成 29 年 2 月 28 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年2月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

(1) 実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について

該当箇所	弊社意見
一般帯域透過端末回線機能（ドライカップ）の接続料	<p>今回申請された平成 29 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、報酬額の増加や調整額の影響等により、NTT 東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しており、この急激な接続料上昇の激変緩和措置のため、平成 27 年度の調整額のうちの一部について、平成 29 年度の接続料原価から平成 30 年度の接続料原価に繰り延べて算定することについて、第一種指定電気通信設備接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が行われております。</p> <p>このような接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するような場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る等、一定の配慮が必要ですが、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、マイグレーションを促進し、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p> <p>そのためには、今後、ドライカップ接続料の抑制を目的にメタルと光のコスト配賦を見直す等、光ファイバの接続料上昇につながるような措置は取るべきではなく、メタルから光ファイバへのマイグレーションを促進するため、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが重要と考えます。</p>
通信路設定伝送機能の接続料	<p>今回申請された平成 29 年度接続料は、前年比で NTT 東 +6.6%、NTT 西 +56.1%（高速デジタル 64kb/s、エコノミークラス、タイプ 2、同一 MA 内の場合）の上昇率となっており、平成 25 年度接続料と比較すると、実にこの 4 年間で接続料が NTT 東で 1.8 倍、NTT 西で 3.2 倍にもなっております。</p> <p>特に NTT 西においては、平成 29 年度接続料に加算された調整額が申請された接続料の約 3 割を占めており、これは今回、第一種指定電気通信設備接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請を行い、調整額の一部を平成 30 年度の接続料原価に繰り延べを行ったドライカップ接続料における約 1 割と比べても、非常に大きな調整額の影響となっております。</p> <p>低速系専用線（デジタルアクセス（64Kb/s、128kb/s））については、同等の料金水準・機能で提供できる適切な代替サービスがない等の問題もあることから、現時点でも相当数の利用者が残っており、そのような状況において接続料が急激に上昇すると、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくとともに、適切な代替サービスの検討等を進める必要があると考えます。</p>

	<p>また、調整額制度に起因する接続料の急激な変動を抑制するため、今回申請された平成 29 年度接続料について、ドライカッパ接続料同様、調整額の一部を平成 30 年度の接続料原価に繰り延べる措置を取ることが必要です。</p> <p>平成 30 年度接続料については、平成 28 年度に実施した減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることから、調整額の一部を繰り延べても、その影響については緩和されるものと考えます。</p>
<p>通信路設定伝送機能の一部廃止、通信路設定伝送機能の一部及びデータ伝送機能の整理品目化</p>	<p>ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、これらのサービスの利用者並びに接続事業者が当該機能を利用して提供するサービスの利用者等に重大な影響を及ぼすため、利用者保護の観点で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整備することが必要です。</p> <p>「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～（案）においても述べられているとおり、第一種指定電気通信設備に係る接続機能の終了に伴って接続約款が変更される場合には、「当該接続約款の変更に係る認可の要件の一つとして、第一種指定電気通信設備設置事業者は他事業者に対して十分な周知期間を確保することが明示されること」「第一種指定電気通信設備設置事業者においては、終了に係る機能の代替措置について、具体的な提案を行うなどの対応を接続事業者に対して行うことが望まれること」といった対応が求められております。</p> <p>したがって、今後、今回同様に接続機能の廃止や整理品目化が行われる場合には、当該機能を利用する接続事業者との間で事前協議を丁寧に行い、廃止・移行に係る接続事業者の対応期間を十分に確保することが必要だと考えます。また、あわせて、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～（案）で言及されているとおり、機能を廃止する計画の「網機能提供計画」の届出対象への追加が必要だと考えます。</p>
<p>工事費・手続費・コロケーション料金等</p>	<p><NTT コミュニケーションズの所有ビル等における情報開示について></p> <p>「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する再意見募集」において当社より再意見したとおり、NTT コミュニケーションズの所有ビルで NTT 東・西の義務的コロケーションが提供されている場合、又は、NTT 東・西ビルで義務的コロケーションが提供されているが、電力設備が NTT コミュニケーションズの所有ビルから提供されている場合については、NTT 東・西の接続約款（第 99 条の 2）による空き情報等の開示対象外であることから、前者についてはコロケーションスペースと電力容量の空き状況が、後者については電力容量の空き状況が把握できませんが、これらの場合においても、接続を円滑に行うために、リソースの空き状況等の情報開示が必要だと考えます。</p> <p><長期間にわたり空きが確保できない区間（D ランク）に対する対処について></p> <p>NTT 東・西の加入光ファイバを用いた移動・固定通信のインフラ構築や FTTH サービスの展開エリアの拡大等のためには、NTT 東・西のコロケーションスペースや受・発電リソース、及び、中継ダークファイバ等の利用が不可欠ですが、長期間にわたり空きが確保</p>

	<p>できない区間（D ランク）存在するため、接続事業者が計画的に事業展開できないケースや該当エリアでの事業展開をあきらめざるを得ないケースが生じております。</p> <p>コロケーションや中継ダークファイバ区間において、長期間にわたりD ランクのまま空き確保が困難な区間で、接続事業者から要望のある区間については、例えば、NTT 東・西が利用門含めて過剰なスペースの確保が行われていないか検証したり、中継区間において NTT 東・西の伝送装置の更改、高速化・高密度化等を行うことで空き芯線や空き波長を確保する等の措置を行うことにより、計画的に D ランクを解消することも検討すべきだと考えます。</p>
<p>資本構成比率の算定</p>	<p>「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、NTT 東・西の接続料に係る報酬額を算定するための資本構成比は、現在、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる手法が用いられています。具体的には、レートベースの構成資産にあわせた資本構成比を算出するために、貸借対照表上の簿価からレートベースに含まれない「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。</p> <p>しかしながら、圧縮する「流動資産等」の構成要素に着目すると、全てが流動資産という訳ではなく、投資有価証券や関係会社株式等といった「投資その他の資産」に区分される固定資産が3分の1程度含まれており、現在の算定においては、これら固定資産が「有利子負債以外の負債」（主に流動負債）から賄われていることになっています。</p> <p>これは投資有価証券や関係会社株式等に資金を投入すればするほど、「その他負債」が圧縮され、報酬額の算定に用いる資本構成比の自己資本比率が高まることを意味しています。すなわち、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切です。</p> <p>投資有価証券や関係会社株式等は長期保有を前提とした勘定科目であることから、原則、長期資金で賄うと考えるべきであり、また、NTT東・西のような安定した大企業の場合は、有利子負債の固定負債（長期借入金等）で賄うよりは、安定した自己資本で賄うと仮定した方が自然であると考えます。</p> <p>したがって、現在の算定のように、「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮するのではなく、「投資その他の資産」（固定資産）は自己資本から圧縮し、それ以外の「流動資産」を「その他負債」から圧縮した方が、より実態に即した算定になると考えます。</p> <p>なお、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する再意見募集」においてNTT東・西が、「自己資本は、『投資その他の資産』の取得ではなく、当社事業の根幹となる『電気通信事業固定資産』の取得に優先的に用いることが合理的である」と述べ</p>

ておりますが、以下のとおり、ここ数年の傾向を見ると、自己資本は増加しているにもかかわらず、電気通信事業固定資産は減少し続けていることから、必ずしも、「自己資本を『電気通信事業固定資産』の取得に優先的に用いることが合理的である」とは言えないと考えます。

これらの事実も踏まえながら、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。

単位：百万円 () 内は3年前の稼働ベースとの差		平成21年 B/S稼働ベース	平成24年 B/S稼働ベース	平成27年 B/S稼働ベース
NTT東	電気通信事業固定資産	2,952,584	2,889,310 (▲63,274)	2,691,129 (▲198,181)
	自己資本	2,102,681	2,138,441 (+35,760)	2,202,988 (+64,547)
NTT西	電気通信事業固定資産	2,791,653	2,703,874 (▲87,779)	2,588,396 (▲115,478)
	自己資本	1,501,898	1,515,926 (+14,028)	1,527,346 (+11,420)

(2) 平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について

該当箇所	弊社意見
光ファイバの耐用年数	<p>「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、光ファイバの耐用年数見直しについては、2008年度にそれまで採用していた法定耐用年数（10年）から使用実態を踏まえた経済的耐用年数（架空15年、地下21年）に変更され来年度で10年が経過することになります。</p> <p>加入光ファイバに係る接続料を低廉化させ、メタルから光への移行を促すために、接続料算定に用いる経済的耐用年数については、政策的に、例えば、5年・10年といった期間毎に、又は、将来原価方式での接続料申請毎（補正申請時は含まず）に、定期的な見直しを実施することを検討すべきです。</p>
シェアアクセス方式に係る分岐端末回線接続料及び光信号引込等設備維持負担額	<p>「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、加入光ファイバの接続料は、分岐端末回線（光信号引込等設備維持負担額含む。以下同じ。）の実績コストが接続会計で把握できないことから、分岐端末回線の創設費を基に、網改造料の算定方式に準じて接続料を算定し、加入光ファイバの全体コストから分岐端末回線コストを除いた残りが主端末回線コストとなっています。</p> <p>分岐端末回線コストは、現行の算定上、償却状況の反映がなく、耐用年数で算定された減価償却費がそのまま計上され続けることから、仮に、分岐端末回線が全て耐用年数の 15 年を経過した状況であっても、減価償却費のコストが計上された接続料を負担しなければなりません。一方で、お客様解約時に分岐端末回線を設備撤去した場合は、撤去時に引込設備の未償却残高を一括で負担することから、耐用年数の 15 年以内で設備撤去を行った場合は適切なコスト負担になっています。</p> <p>また、加入光ファイバの全体コストは、分岐端末回線部分も含めて実際の償却状況が反映されたコストとなっていることから、結果として、年数が経過し、償却が進めば進むほど、分岐端末回線では負担すべき実際のコスト以上のコストを負担し、主端末回線では負担すべき実際のコストより少ないコスト負担で済むこととなります。このことにより、シェアアクセスにおいては収容効率の差により、接続料負担の不公平性が生じることとなります。</p> <p>したがって、これら不公平性を解消する見直しが必要であり、例えば、分岐端末回線の接続料を耐用年数経過前・経過後で分けて適用する（通常の網改造料の考え方と同等）ことで、これら問題点を解消することができます。</p> <p>このように、分岐端末回線接続料の算定方法について、今後、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p>
資本構成比率の算定	<p>「（1）実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算</p>

<p>定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切である考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p>
--

(3) 平成 29 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定について

該当箇所	弊社意見
IGS 接続機能、中継局 接続機能	<p>「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、NGN との IP-IP 接続及び PSTN から IP 網への移行については、今後、関係事業者間や電話網移行円滑化委員会等において具体的な時期や方法等が議論されることとなりますが、新たに IP-IP 接続を行うにしろ、PSTN から IP 網へ移行するにしろ、全関係事業者同時に IP-IP 接続を行ったり、PSTN から IP 網へ移行ができる訳ではなく、必ず、接続や移行に係る順序性が生じることが想定されます。</p> <p>このため、NGN との IP-IP 接続を先に行う事業者と後で行う事業者、又は、PSTN から IP 網への移行を先に行う事業者と後で行う事業者で、その順序性に起因して、接続料負担等において不公平な取り扱い（例えば、先に接続を行った事業者に多大な接続料負担が生じる等）が生じないよう、今後、移行期の接続料の在り方等についても検討が必要です。</p>
帯域換算係数を用いた 「ポート実績トラフィック比」	<p>中継ルータや中継伝送路等の共用設備に係るコストを関係する接続機能へ配賦するために、QoS 換算係数及び帯域換算係数を用いた「ポート実績トラフィック比」が用いられています。帯域換算係数については、一般的に、IP 系の装置が帯域差に比して装置価格差を生じさせるものではないこと、すなわちスケールメリットが働く点に着目して、そのスケールメリットを勘案した場合のトラフィックを推計するために用いられています。</p> <p>しかしながら、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、帯域換算係数は、各機能のエッジ設備（GW ルータ等）の NGN 側の 1 ポートあたりのトラフィック差に応じて適用されることになっているため、例えば、A 機能と B 機能で中継ルータを通過するトラフィック差が 10 倍（1G:10G）であっても、帯域換算係数が 1:6.7（帯域 10 倍ごとにコストが 2.6 倍の場合）の場合は、「帯域換算後のポート実績トラフィック比」は、1（1×1 ポート）:2.6（2.6×1 ポート）となり、中継ルータのコストは A 機能と B 機能に 1:2.6 でコスト配賦されています。すなわち、B 機能は A 機能に比べて、中継ルータのトラフィックリソースを 10 倍消費しているにもかかわらず、中継ルータのコストは A 機能のわずか 2.6 倍しか負担していないことになっています。</p> <p>通常、中継ルータや中継伝送路といった設備は、当該設備を通過する各機能のトラフィックを処理できるだけの設備を用意するという事を考えれば、そのコスト配賦については、帯域換算係数を適用せずに、当該設備を通過又は確保した機能毎の実際のトラフィック量に応じてコスト配賦を行うのが適切だと考えます。</p> <p>なお、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する再意見募集」において、NTT 東・西が「実際に各社のネットワークサービス（例えば KDDI 殿の国内イーサネット専用サービス等）の 1Gbps 品目と 10Gbps 品目の利用者料金を見ても、帯域が 10 倍であっても利用者料金は 10 倍となっておらず、当社 NGN と同様に他社ネットワークにおいても帯域と設備コストの関係にはスケ-</p>

	<p>ルメリットが働いているものと考えられます。」と述べておりますが、競争環境や市場価格、各社の販売方針・施策等が反映される利用者料金とコストベースで算定される接続料金を同列に論じて意味はなく、共用設備のコスト配賦については、あくまでも、活動基準原価帰属の考え方に沿って行われる必要があります。</p> <p>このように、NGN のコスト配賦の在り方については、今後、議論が必要であり、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p>
<p>資本構成比率の算定</p>	<p>「（１）実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切であると考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p>

(4) 長期増分費用方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について

該当箇所	弊社意見
長期増分費用方式に基づく平成 29 年度接続料の算定	<p>固定電話（加入電話 + ISDN）の契約者数が 2,187 万加入（※1）まで減少する一方、0ABJ-IP 電話の契約者数は 3,170 万件（※1）まで増加しており、固定電話市場では、増々 PSTN から IP 網へのマイグレーションが進展しております。それに伴い、PSTN のトラフィックは減少を続けており、今回申請された平成 29 年度の PSTN 接続料は、3 分換算で、GC 接続で対前年度比 +5.5%、IC 接続で対前年度比 +4.8% と、GC 接続、IC 接続共に前年度に比べて値上がりとなっております。</p> <p>このような接続料水準の高騰は、ユーザー利便に影響を与えるものであり、PSTN を利用し続けるユーザーが不利益を被ることなく、競争を維持しながら円滑なマイグレーションを進めるため、有力な移行先である 0ABJ-IP 電話（ひかり電話）の接続料水準から大きく乖離しない程度に PSTN 接続料の高騰を抑制していく必要があると考えます。</p> <p>固定電話市場の主流が IP に移行している現状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークは IP 網であるため、現在、長期増分費用モデル研究会で検討が行われている IP-LRIC モデルの検討を深め、早期に現行モデルから IP-LRIC モデルに移行できるよう準備を進めていくことが重要です。</p> <p>（※1）総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（平成 28 年度第 2 四半期（9 月末））より</p>
資本構成比率の算定	<p>「（1）実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切である考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p>

以上

意見書

平成 29 年 2 月 28 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317

とうきょうと みなとく ひがししんぼし いちちようめ

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

かふしきがいしや

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいはうとりしまりやくしやちよう けん しーいーおー みやうち けん

代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 2 月 8 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

(1) 実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について

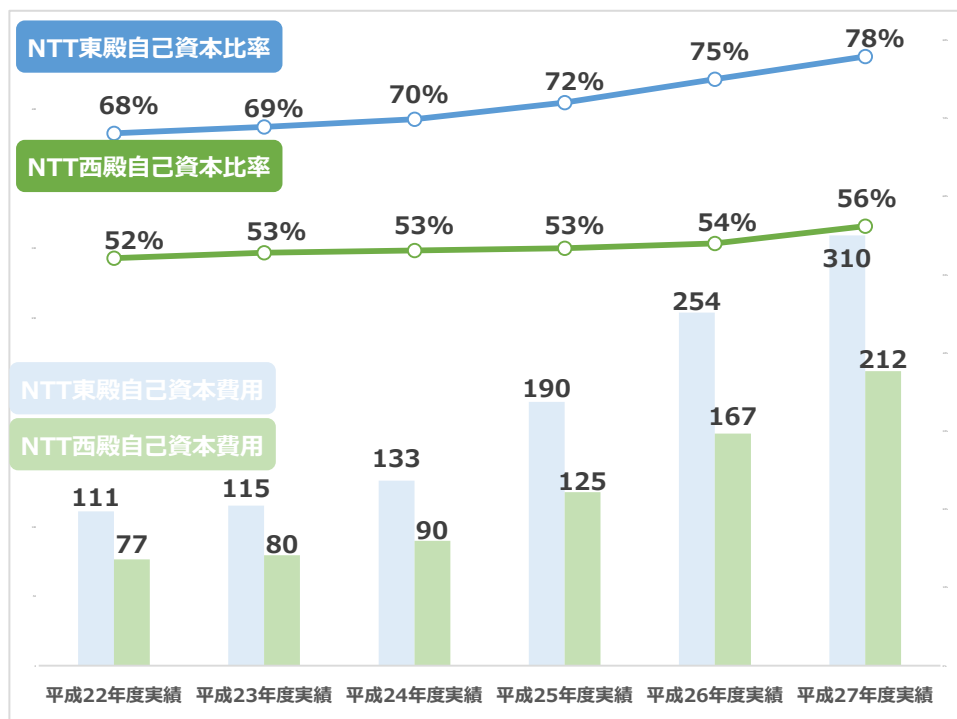
該当箇所	意見
ドライカップの平成 29 年度の接続料	<p>平成 29 年度のドライカップ接続料に関しまして、平成 30 年度の接続料原価に調整額の一部を繰り延べる激変緩和措置が実施されたことにより、当初の見込値よりも安価な料金で申請されています。これは、需要が減少しているとはいえ、メタル回線が依然として 2,500 万回線以上存在することを踏まえると適切な措置であると考えます。</p> <p>また、平成 30 年度の接続料金につきましては、平成 28 年度に実施した減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることから、繰延べによる調整額の増加影響を緩和できるとのことで、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)におかれましては、平成 28 年度上期等の実績値を元に精緻にシミュレーションしたものと想定しますが、NTT 東西殿以外の事業者にはその予測の根拠が開示されておりません。</p> <p>事業者の予見性及び接続料算定の透明性確保の観点から、減価償却方法の見直しによる費用低減効果の具体的な影響額を NTT 東西殿以外の事業者もシミュレーションできるような情報の開示が望ましいと考えます。</p> <p>具体的には、メタルの端末系伝送路に係る市内線路設備の取得価額及び正味価額は既に公開されていますが、その取得価額及び正味価額の資産取得年度毎の金額内訳を地下と架空毎にご教示いただくことで、減価償却方法の見直しによる費用低減効果の試算が可能になるものと考えております。</p>

(2) 平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について

該当箇所	意見
乖離額調整	<p>平成 29 年度の加入光ファイバ接続料は、自己資本比率の上昇により当初の見込値より値上げとなりました。近年、NTT 東西殿の自己資本比率は年々上昇し続けており、報酬上昇の要因になっております。また、他公共事業[※]に比べても、NTT 東西殿、特に NTT 東殿の自己資本比率(平成 27 年度実績値：78%)は著しく高い水準になっております。</p> <p>(※他公共事業の自己資本比率：電力事業 30%、鉄道事業 30%、ガス事業 35%)</p> <p>報酬の算定に当たっては、可能な限り企業の資金調達の実態に則した算定方法が採用されるべきであるという考え方には理解を示す一方で、今後も NTT 東西殿の自己資本比率が上昇するようであれば、自己資本比率が高まるほど事業者の負担も増える現在の資本構成比の算定方法も見直す必要があると考えております。例えば、接続料算定上の資本構成比率につきましては、自己資本比率に上限値を設定する等、自己資本比率の上昇による影響を抑</p>

制する施策を導入することで、加入光ファイバ接続料の平成 31 年度 2,000 円台の確実な達成及び平成 32 年度以降の更なる低廉化にもつながり、メタルから光への移行をより促進することになると考えております。

【参考】NTT 東西殿の自己資本比率及び自己資本費用の推移（単位：億円）



その他

現在設定されている NTT 東西殿の光ファイバの耐用年数につきましては、実績が少ないため、継続的に見直しを検討することが、将来原価方式を採用している加入光ファイバ接続料におきましては、より実態に合った耐用年数の設定に資すると考えております。そのため、将来原価方式の認可申請のタイミング等、定期的に見直しを検討する機会を設けることを要望いたします。

(3) 平成 29 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定について

該当箇所	意見
優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能	<p>この度、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能(以下、併せて「優先転送機能」といいます。)の接続料が設定され、接続約款に記載されることにつきまして、大いに歓迎します。また、優先転送機能の算定に当たり、NTT 東西殿が利用する優先転送サービスと同じバスケットで算定を行うことにより、NTT 東西殿の優先転送サービスとの同等性を確保頂き、より低廉な接続料を設定頂きましたことにつきまして、深く感謝申し上げます。</p> <p>IP のネットワークにおいては音声・データの区別はないため、今回の優先転送機能につきましても音声・データの別なく利用できることが適当であり、当然のことながら接続約款の変更案においても、音声とデータを区分するような記載は一切ありません。NTT 東西殿は、意見募集に</p>

	<p>において、ネットワークへの負荷が大きくなる可能性等を理由に音声とデータを区分するような姿勢を示されていますが、接続約款に反する対応が行われ、データでの利用が妨げられることがあってはならないと考えます。音声・データの別なく、優先転送機能の利用が進み、NGN の利活用が促進されることが望ましいと考えます。</p>
--	--

(4) 長期増分費用方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について

該当箇所	意見
平成 29 年度接続料について	<p>今般、NTT 東西殿により申請がなされた、長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式に基づく平成 29 年度の接続料につきましては、GC 接続 3 分当たり 6.38 円(前年度比 + 5.5%)、IC 接続 3 分当たり 7.68 円(前年度比 + 4.8%)と引き続き接続料上昇の傾向であり、このまま現行のモデルを使い続けた場合、上昇の傾向は変わらない見込みです。</p> <p>現在、長期増分費用モデル研究会において、次期に適用するモデルの議論が行われているところですが、LRIC の基本的事項である「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」という趣旨に鑑み、効率的ネットワークを実現できる IP-LRIC モデルの適用に向けた議論を進めることが適当と考えます。</p>
光ケーブルの経済的耐用年数について	<p>光ケーブルの経済的耐用年数については、平成 27 年に、最新の撤去実績等を用いて 7 年ぶりに推計を行った結果、約 2.5 年延びました。最新のデータを用いて推計をすることにより、経済的耐用年数は延びていくものと考えられることから、今後、より実態に即した耐用年数とするために、再推計の頻度等について議論を行うことが適当と考えます。</p>

以上